

## インフラ等の維持管理における新技術・データの利活用について

(国土交通省 道路局)

【分野】	道路
【施設】	橋梁、トンネル、シェッド・大型カルバート、横断歩道橋、門型標識等
【法令・要領・ガイドライン等】	<p>道路の維持又は修繕の技術的基準その他必要な事項</p> <p>【法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路法第 42 条、道路法施行令第 35 条の 2 の規定により、道路法施行規則第 4 条の 5 の 6 で、技術的基準その他必要な事項を定めている。</li> <li>・トンネル等の健全性の診断結果の分類に関する告示により、トンネル等の健全性の診断結果の区分を定めている。</li> </ul> <p>【要領（技術的助言）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路橋定期点検要領、道路トンネル定期点検要領、シェッド、大型カルバート等定期点検要領、横断歩道橋定期点検要領、門型標識等定期点検要領（H31.2）</li> </ul> <p>【参考資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新技術利用のガイドライン（案）（H31.2）</li> <li>・点検支援技術 性能カタログ（案）（H31.2）</li> </ul>
【対象施設の維持管理に関する新技術】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・橋梁の損傷写真を撮影する技術</li> <li>・トンネルの変状写真を撮影する技術</li> <li>・コンクリートのうき・はく離を非破壊で検査する技術 等</li> </ul>
【対象施設に関するデータ利活用について】	<p>【1. 台帳整備に係る規定の有無、台帳の整備状況・公開状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路管理者は、道路法第 28 条第 1 項の規定によりその管理する道路の台帳（道路台帳）を調整及び保管している。</li> <li>・道路台帳の閲覧を求められた場合には、道路管理者は、道路法第 28 条第 3 項の規定により当該道路台帳を開示している。</li> </ul> <p>【2. 対象施設に関するデータベース・データプラットフォーム等の構築状況、他のデータプラットフォーム等との連携状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期点検結果については、「道路メンテナンス年報」ホームページで、分野（橋梁、トンネル、シェッド、大型カルバート、横断歩道橋、門型標識等）毎に個別施設の諸元（施設名、路線名、設置年次、延長、管理者、行政区域、点検記録等）をデータにて公表している他、「社会資本情報プラットフォーム」ホームページでも公表済み。</li> </ul>

<p><b>【新技術の周知及び利用促進に関する取組・今後の方針】</b></p>	<p><b>【新技術の周知及び利用促進に関する取組】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 参考資料（新技術利用のガイドライン（案）、点検支援技術性能カタログ（案））を策定した旨を地方公共団体に通知し、活用を促している。</li><li>・ 各都道府県に設置されている「道路メンテナンス会議」において、新技術の紹介や技術相談を行っている他、地方公共団体、民間企業（コンサル等）を対象とした技術活用講習会を開催している。</li></ul>
--	--